

1. 件名

令和6年度動画を活用したインバウンド向け情報発信事業

2. 委託の趣旨（目的）

大分県の観光資源（温泉・自然・風景・史跡・イベント・食・体験等）の魅力を最大限に表現するプロモーション動画（以下、大分PR動画）と、アドベンチャーツーリズムのモデルコース紹介動画（以下、大分AT動画）を制作し、「欧米豪」と「アジア圏」からのさらなる誘客を図ることを目的とする。また、制作した動画を活用しメディアやSNS等で公開するほか、商談会や各種プロモーションの機会に利用し、大分県の観光資源やアドベンチャーツーリズムの認知度向上を目指す。

3. 委託期間

契約の締結日から令和7年3月31日（月）まで

また、それぞれの動画の納期は以下の通りとする

（1）大分PR動画：令和6年12月31日（火）まで

（2）大分AT動画：令和6年9月30日（月）まで

4. 業務内容

大分PR動画及び大分AT動画を制作する。また、制作した動画を活用し、広告配信・情報発信等を行う。

<大分PR動画制作：合計8本>

- ・「欧米豪」及び「アジア圏」の各ターゲットに向けた大分県のPR動画。
- ・ナレーションは不要で、観光地やスポットの名称をテロップで英語と日本語を同時に表示する。
- ・動画の種類（本数・長さ等）はオフライン活用や広告運用方針に基づき、より効果的なものを提案すること（音声、BGMなども取り入れること）。

欧米豪向け	ロングバージョン	（5分程度）	2本
	ショートバージョン	（2分程度）	2本
アジア圏向け	ロングバージョン	（5分程度）	2本
	ショートバージョン	（2分程度）	2本

※ショートバージョンはロングバージョンのダイジェスト版でも可

<大分AT動画制作：合計11本>

- ・アドベンチャーツーリズムに興味のある外国人をターゲットとした大分県のPR動画。
- ・大分県が造成した「豊後高田コース」「豊後大野コース」「佐伯コース」の3つのモデルコースを紹介するイメージ動画。コースを巡る様子をモデル（外国人）入りで撮影する。
- ・ロングバージョンはナレーション（英語）あり、ショートバージョンはナレーションなし。
- ・字幕は日本語表示、スポット名称等のテロップは英語と日本語を同時に表示する。
- ・動画の種類（本数・長さ等）はオフライン活用や広告運用方針に基づき、より効果的なものを提案すること（音声、必要に応じてBGMなども取り入れること）。

豊後高田コース	ロングバージョン	（2分程度）	1本
	ショートバージョン1	（30秒程度）	1本
	ショートバージョン2	（15秒程度）	1本

豊後大野コース	ロングバージョン (2分程度)	1本
	ショートバージョン1 (30秒程度)	1本
	ショートバージョン2 (15秒程度)	1本
佐伯コース	ロングバージョン (2分程度)	1本
	ショートバージョン1 (30秒程度)	1本
	ショートバージョン2 (15秒程度)	1本
豊後高田、豊後大野、佐伯を まとめたダイジェスト版	ロングバージョン (2分程度)	1本
	ショートバージョン1 (30秒程度)	1本

※ショートバージョンはロングバージョンのダイジェスト版でも可

※モデルコースの概要は別紙を参照

<効果的なデジタルプロモーションと分析>

- ・制作した動画を活用し、米国のうちカリフォルニア州をはじめとした西海岸をターゲットとする、効果的な情報配信手法を提案すること。
- ・配信動画をより多くの視聴者へ届けるため、動画視聴回数の目標を設定の上、広告を実施すること。ただし、動画広告費及び広告管理費にかかる費用は、全体予算の20%程度とし、効率的、効果的な手法により計画性をもって広告配信を行うこと。
- ・分析を基に、来年度以降のターゲティング案とプロモーション戦略について、改善案と示唆を示すこと。

<留意事項>

- ・動画はスローモーション映像を除き4K解像度以上の高画質とすること。
- ・360°全方位カメラや超高精細撮影機材、遠隔操縦機（ドローン）など、高品質な動画を制作するための機材や映像技術を活用するなどして、視聴者の心をつかむような映像に仕上げることにし、これらを使用する際に必要となる一切の調整及び許認可等の諸手続きは受託者自身で行うこと。
- ・動画そのものの訴求力が重要であることを念頭に置き、特に最初の5秒を重視して制作に取り組むこと。
- ・YouTube、PC、DVD等で再生可能なファイル形式とすること。
- ・撮影日が悪天候の場合は別日程での実施とすること。
- ・撮影場所については事前に委託者と協議のうえ決定すること。

5. 成果物の著作権等

- (1) 本業務により制作した動画については、業務終了後、速やかにデータでツーリズムおおいたに納品すること。ただし、ツーリズムおおいたが事前に内容等を確認する必要がある場合は、確認時期を双方協議のうえ、定める。
- (2) 本業務により得られた成果物の著作権は、原則として大分県とツーリズムおおいたに帰属する。ただし、両者に帰属することができない適当な理由がある場合で、事前に承諾を得たときはこの限りではない。
- (3) 出演者、協力者、建築物等の肖像権、及び音楽の著作権等、撮影する動画すべてに関わる著作権について調整を行い、大分県とツーリズムおおいたが配信しようとするホームページやYouTube等の媒体、イベント会場や商談会での使用することの同意を得るとともに、かかる経費については委託料の範囲内で対応すること。動画の使用期限は設けないものとする。出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理等の手続は受託者において行うこと。出演者については無期限の承諾書を取得すること。

6. 成果物等

(1) 制作した動画、クリエイティブ等のデータ一式

下記一覧は必須事項とし、これを超える提案を妨げない。特に、DVD については世界各地で使用できるよう配慮すること。

- ・動画を保存した電子媒体 DVD 等 10 枚、SD10 枚
- ・サムネイル

(2) 最終報告書

(3) 本業務に関わる書面、資料等委託者からの要望があった場合は速やかに提出すること。

7. 実施体制

(1) 専任の担当者を配置し、ツーリズムおおいたとの協議等に担当者等を出席させること。また、電話、メール等にて迅速かつ確実な連絡体制をとること。

(2) 撮影内容等については、随時ツーリズムおおいたと協議を行いながら進めること。

8. その他

この仕様書に定めのない事項については、ツーリズムおおいたと協議の上、決定する。